

手づくり公園整備事業について

◎内 容

酒田市では特色ある公園づくりを目指し、地元住民等の団体が地域の特色や要望を踏まえて、自らの計画・実施による、文字どおり「手づくり」による公園整備を行うものです。整備後は市の管理施設となりますが、できる範囲での維持管理を実施団体へお願いしております。

こうした手づくり公園整備を行う実施団体に対して、整備にかかる実費を予算の範囲内で負担するものです。（上限130万円まで）

なお、実施した年の翌年度から3年間は、同事業を利用できませんので、計画的な整備計画を立てましょう。（同事業で6歳児以下の遊具を設置した場合のみ、2年間に短縮。）

◎目 的

自らが計画し、汗をかいて公園整備を行うことによって、また、それらの自主的な管理を行うことによって共有財産としての大切さや維持管理の大切さを理解していただき、今まで以上に官民一体となった、快適なそして魅力のある公園行政の醸成を図ることを目的とします。

◎実費負担内容

酒田市が行う実費負担は、次のとおりです。

- ・公園整備を行うにあたり、業者から技術指導を受けた場合 →手数料
注) 業者から施工してもらうための賃金ではありません。
注) 実施団体の方のための賃金でもありません。
- ・公園整備を行うにあたり、消耗品を購入した場合 →消耗品費
例) 釘・番線・肥料・縄 等
- ・公園整備を行うにあたり、機械・車両等を借上げた場合 →借上料
例) バックホウ・ダンプトラック 等
- ・公園整備を行うにあたり、原材料を購入した場合 →原材料費
例) 樹木・砂 等

◎整備後の維持管理

- ・日頃の点検や清掃、簡易な手直しなど、整備後の管理は内容を市と打合せのうえ、可能な範囲で実施団体のご協力をお願いします。
なお、市の公園都市構想事業における美化サポーターに登録することで、今後の維持管理に必要な資機材の支給や借用ができます。（花種・肥料・草刈機等）
- ・継続的な管理体制の維持が図られるよう、ご協力をお願いします。

◎実施における行程

☆実施団体による実施計画書の作成・提出（別添資料）



☆酒田市で計画内容の検討・通知（実施の可否）



☆**手づくり公園整備の実施**（実施可と認めたもの）



☆実施団体による変更計画書の作成・提出（別添資料）



☆酒田市で変更計画内容の検討・通知（変更実施の可否）



☆**手づくり公園整備の実施**（変更実施可と認めたもの）

変更がない場合は省略
（なお、予算措置に狂いが生じますので、極力変更は避け当初計画の段階から確実性のあるものでお願いします。）



☆実施団体による実績報告書の作成・提出（別添資料）



☆酒田市による現地確認（実施団体立会いの元）



☆額の精算（要した額について、業者から直接酒田市に請求）

※注）実施団体による立替払いはしないでください。

◎実施にあたっての留意点

- ・各手配等、準備や実施について、実施団体が行います。
- ・報告用に実施状況の写真撮影を行ってください。
- ・実施にあたっては、事故やケガ等に十分注意願います。（実施団体側でイベント保険等への加入をお願いします。）

※注）作業実施における事故やケガ等については、酒田市では責任を負いませんので、事前にご了承のうえで、計画書等の提出をお願いします。

- ・軍手、スコップ、金づち等作業に付随して必要となる物は各自で準備してください。

※注）道具の購入に伴う負担は行っていません。

◎その他

- ・公園での安全性や管理等の観点から手づくり公園整備が可能か、内容について事前にご相談いただくことをお勧めします。

（連絡先：整備課公園緑地係 Tel 26-5745）